香美町民バス運行委託業務(78条市町村有償デマンド路線)

プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、町民の日常的な生活交通の確保を目的とし運行委託する「町民バス」について、安全性と利便性が高い運行を確保するための運行業務受託候補者を選定する手続き等について必要な事項を定めるものとする。

2 選定方式

選定方式は、本業務に対する提案を求め、価格面、技術面及び安全面を総合的に比較 検討し、最適な業者を選定する公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。) とする。

3 提案手順

- (1) 参加表明書の提出 令和5年7月26日(木)
- (2) 質問書の提出 令和5年8月3日(木)
- (3) 提案書の提出 令和5年8月17日(木)

4 業務受託候補者の選定

業務受託候補者の選定は、香美町民バス運行委託業務(78条市町村有償デマンド路線)受託候補者選定審査会(以下「選定審査会」という。)が行う。

(1) 選定審査会委員

選定審査会の委員は、次に掲げる者とする。

- ① 香美町連合自治会会長
- ② 香美町社会福祉協議会会長
- ③ 副町長
- ④ 総務課長
- ⑤ 企画課長
- (2) ヒアリング

選定委員会において、下記によりヒアリングを実施する。

- ① 日 時 令和5年8月22日(火)の指定する時間(変更する場合がある。)
- ② 場 所 指定する場所
- ③ 説明人数 1者3人以内
- ④ 説明時間 1者30分以内
- ⑤ 質問時間 1者30分以内
- ⑥ その他 説明は、提案書に従って行うこととし、新たな資料の提出は認めない。

(3) 審査

選定審査会において、提案書について香美町民バス運行委託業務 (78条市町村有 償デマンド路線) 受託候補者選定基準に基づき採点を行い、各委員の採点結果の合計 が一定の点数を得たうえで、最も大きい点数を得た者を交渉順位第1位の者 (以下「最 優秀提案者」という。) とし、契約締結に向けて交渉を行う。

また、合計数が同数となった場合には、選定審査会により順位を決定することとする。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザル参加者のすべてに速やかに通知するものとし、 交渉順位第1位から第3位までとなった者については、通知内容に交渉順位を加える。 ただし、これらの者が一定の点数を得ていない場合等には、第2位以下の順位をつけ ない場合がある。

5 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提案者の資格要件に満たない者
- (2) 提案書提出期限に遅れた者
- (3) 選定審査会によるヒアリングに遅れた者
- (4) 参加表明書を提出した日から選定審査会において選定が終了するまでの間に選定審査会の委員又は事務局に不正な接触を行った者
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書作成要領に違反する表現をした者

6 契約

- (1) 選定審査会で選定された最優秀提案者に対し、香美町民バス運行委託業務(78条 市町村有償デマンド路線)契約の締結交渉を行う。
- (2) 最優秀提案者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は最優秀提案者の本提案における失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。
- (3) 契約手続は、香美町財務規則の定めるところによる。
- (4) 契約締結後において、受託者の本提案における失格事由又は不正と認められる 行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。